

令和4年11月28日 制定（国空無機第235404号）  
令和6年12月2日 改正（国空無機第66555号）  
令和7年3月5日 改正（国空無機第63283号）  
令和7年12月9日 改正（国空無機第287750号）

国土交通省航空局安全部  
無人航空機安全課長

## 無人航空機操縦者技能証明に関する事務処理要領

### 1 目的

本要領は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第11章第3節及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第11章第3節で定められた無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）制度について、その申請等に必要な事項及び要領を定めることを目的とする。

### 2 申請等の種類

#### （1）規則236条の38の規定による無人航空機操縦者技能証明の新規申請

以下のいずれかに該当する場合の申請。

- ① いずれの技能証明も有さない者が技能証明を新規に取得するための申請
- ② 現に有効な二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（以下「二等技能証明」という。）を有する者が一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（以下「一等技能証明」という。）を取得するための申請。
- ③ 技能証明の有効期間が過ぎた者が技能証明を再度取得するための申請

なお、一等技能証明は同限定の二等技能証明を包含するため、現に有効な一等技能証明を保有する者が二等技能証明に係る無人航空機の種類又は飛行方法の限定を変更するための申請は、下記（2）の限定変更申請に含めるものとする。

#### （2）規則236条の60の規定による技能証明の限定変更申請

現に有効な技能証明（一等技能証明又は二等技能証明）を有している者が当該資格区分において、無人航空機の種類又は飛行方法の限定を変更するための申請、又は、現に有効な一等技能証明を保有する者が二等技能証明に係る無人航空機の種類又は飛行方法の限定を変更するための申請。

##### （限定変更申請の例）

- ・ 回転翼航空機（マルチコプター）の二等技能証明を有する者が、二等技能証明において回転翼航空機（マルチコプター）で目視外飛行が可能となる限定変更を行うための申請。
- ・ 回転翼航空機（マルチコプター）の一等技能証明を有する者が、新たに回転翼航空機（ヘリコプター）の一等技能証明を取得するための申請。
- ・ 最大離陸重量25kg未満に限定を付された回転翼航空機（マルチコプター）の一等技能証明を有する者が、最大離陸重量25kg以上の機体での飛行が可能となる二等技能証明を取得するための申請。

#### （3）規則236条の57による技能証明の更新申請

現に有効な技能証明の有効期間満了の際に、技能証明の有効期間を更新するための申請。

(4) 規則 236 条の 68 の規定による無人航空機操縦者技能証明書（以下「技能証明書」という。）の返納

技能証明の失効、取消等、規則 236 条の 68 の規定により無人航空機操縦者が技能証明書を返納するための手続。

(5) 規則 236 条の 67 の規定による技能証明書の再交付申請

技能証明書の滅失、住所・氏名の変更等の場合に、無人航空機操縦者が技能証明書の再交付を受けるための申請。

(6) 規則第 236 条の 40 の 2 の規定による技能証明の条件変更申請

技能証明を有している者であって、当該技能証明に条件を付されている者が、身体の状態に変更が生じた場合に、当該条件を変更するための申請。

（条件変更申請の例）

技能証明に「眼鏡等」の条件を付されている者が、レーシック手術により視力が回復した場合に、「眼鏡等」の条件を外すための申請

### 3 技能証明申請に係る手続

#### 3. 1 申請方法

ドローン情報基盤システム（技能証明申請機能）（以下「技能証明申請システム」という。）により、申請手続きを行うものとする。なお、技能証明申請者本人が技能証明申請システムによる手続を行うことができない場合には、手続が可能な代理人による代理申請を行うことができる。

#### 3. 2 申請先

技能証明申請システムのガイドanceに従って申請情報を入力すること。また、申請書類を郵送する場合の送付先については、技能証明申請システムを参照すること。

#### 3. 3 手数料納付

技能証明申請に係る手数料は、航空法関係手数料令（平成 9 年政令第 284 号）及び航空法関係手数料規則（平成 9 年運輸省令第 58 号）のとおりとする。技能証明申請者は、申請を行った後、技能証明申請システムから通知された内容に従い、次のいずれかの方法により手数料を納付しなければならない。なお、指定試験機関による試験を受験する際の手数料は、指定試験機関が別途定める額を当該指定試験機関が定める方法により納付すること。

（1）クレジットカードによる納付

（2）Pay-easy（ペイジー）による納付（銀行 ATM 又はインターネットバンキングでの納付が可能）

#### 3. 4 登録免許税納付

一等技能証明を取得する場合に限り、技能証明申請者は登録免許税を納付しなければならない。納付に関する詳細は、「登録検査機関等に係る登録免許税の納付要領（令和 4 年 9 月 2 日国空無機第 191260 号）」を参照すること。

### 3. 5 代理人による申請

規則第 236 条の 38 第 4 項の規定に基づき、代理人が技能証明の申請を行う場合は、その権限を有することを証する書類（委任状等）を申請書に添付すること。

### 3. 6 技能証明の新規申請

規則 236 条の 38 第 5 項の規定による確認番号（以下「技能証明申請者番号」という。）の取得及び技能証明の新規申請については、次のとおりとする。

#### 3. 6. 1 技能証明申請者番号の取得

登録講習機関での講習受講及び指定試験機関での学科試験等の申込みを行うに当たっては、事前に技能証明申請者番号を取得する必要がある。

技能証明申請者番号の取得申請は、技能証明申請システムにおいて次に掲げる「申請情報」の項目の入力を行い、また、「3. 1. 2 技能証明申請者の本人確認方法」に示すいずれかの方法により本人確認を行うことにより行う。

技能証明申請者番号の申請後、国による申請内容の確認が行われ、技能証明申請システムにおいて、技能証明申請者番号が通知される。

なお、登録講習機関での講習受講又は指定試験機関での受験手続等については、それぞれの機関が指定する方法に従うこと。

#### （申請情報）

申請に当たっては、以下の項目を入力する。ただし、登録講習機関における無人航空機講習の修了による実地試験の免除（規則第 236 条の 54）を受けて、指定試験機関での実地試験（規則 236 条の 49）を受験する技能証明申請者は、「⑧講習の受講を希望する登録講習機関情報」は入力不要とする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 電話番号
- ④ メールアドレス
- ⑤ 住所
- ⑥ 書類送付先の住所（日本国内に限る。）
- ⑦ 顔写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景）
- ⑧ 講習の受講を希望する登録講習機関情報
- ⑨ 法第 132 条の 46 第 1 項及び規則 236 条の 43 に該当する事由の有無
  - イ) 次に掲げる病気の有無
    - 幻覚の症状を伴う精神病
    - 統合失調症
    - 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気

- てんかん、○再発性の失神、○無自覚性の低血糖症
- 無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気等  
○そう鬱病、○重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、○認知症、  
○無人航空機の安全な操縦に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
- ロ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤中毒者でないか  
ハ) 技能証明が保留された際に於ける身体検査の受検、専門医等の診断書の提出に係る国土交通大臣の命令に違反した事実の有無  
ニ) 航空法又は同法に基づく命令の規定・処分に対して過去違反しているか  
ホ) 無人航空機の飛行において、過去に非行又は重大な過失がないか
- ⑩ 技能証明の取得履歴の有無

### 3.6.2 技能証明の新規申請

技能証明申請システム上で、指定試験機関又は登録講習機関が技能証明申請者ごとにアップロードした「(1) 指定試験機関又は登録講習機関からのアップロード情報」について技能証明申請者が確認を行った上で、申請者が「(2) 技能証明申請者の申請情報」に掲げる書類を技能証明申請システムにアップロードすることにより申請を行うものとする。技能証明の申請後、技能証明申請システムから手数料納付について通知が行われるので、「3.3 手数料納付」に示す方法により手数料の納付を行うこと。

二等技能証明の取得については、手数料の納付及び国による申請内容の審査完了後、技能証明申請システム上に登録された書類送付先住所へ技能証明書が郵送される。(審査完了から到着までは 10 開庁日程度。)

また、一等技能証明の取得については、手数料の納付及び国による申請内容の審査完了後、技能証明申請システムから登録免許税納付に関する通知が行われる。「3.4 登録免許税納付」に示す方法により登録免許税の納付が行われれば、技能証明申請システム上に登録された書類送付先住所へ技能証明申請書が郵送される。(登録免許税納付から郵送までは 10 開庁日程度。)

#### (1) 指定試験機関又は登録講習機関からのアップロード情報

指定試験機関又は登録講習機関は、指定試験機関での学科試験、実地試験及び身体検査への合格又は登録講習機関での講習の修了に関し、以下に掲げる項目について、技能証明申請者ごとに技能証明申請システムにアップロードする。

ただし、規則 236 条の 49 の実地試験を指定試験機関において受験した技能証明申請者については、「③講習の修了証明書に関する情報」はアップロード不要とする。

(指定試験機関又は登録講習機関からのアップロード情報)

- ① 技能証明に関する情報
  - イ) 技能証明の資格についての区分
  - ロ) 技能証明の種類についての限定
  - ハ) 技能証明の飛行方法についての限定
- ニ) 条件等 例：眼鏡等
- ② 試験合格証明書に関する情報
  - イ) 試験合格証明書番号
  - ロ) 合格者に関する情報
  - ハ) 指定試験機関に関する情報
- ニ) 学科試験に関する情報
  - ホ) 実地試験に関する情報
  - ヘ) 身体検査に関する情報
- ③ 講習の修了証明書に関する情報
  - イ) 講習修了証明書番号
  - ロ) 修了者に関する情報
  - ハ) 登録講習機関に関する情報
- ニ) 学科講習に関する情報
  - ホ) 実地講習に関する情報

## (2) 技能証明申請者の申請情報

技能証明申請者は、以下に掲げる書類を技能証明申請システムにアップロードすることにより技能証明の交付申請を行うものとする。実地試験の免除規定（規則第 236 条の 54）の適用を受けず、規則 236 条の 49 の実地試験を指定試験機関において受験した技能証明申請者は、「①講習の修了証明書」はアップロード不要とする。

(技能証明申請者からのアップロード情報)

- ① 試験合格証明書
- ② 講習の修了証明書

### 3.6.3 技能証明の有効期間が過ぎた者の取扱い

技能証明の有効期間が過ぎた者が技能証明を再度申請する場合には、原則として 3.6.1 及び 3.6.2 に基づき、新規申請の手続きを行う必要がある。

ただし、規則第 236 条の 54 の規定により、技能証明の有効期間の更新を行わず、技能証明の効力が失われた者（有効期間の満了日から 3 年を経過しない者に限る。）であって、登録講習機関の課程（登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（令和 4 年国土交通省告示第 951 号）第一条第一項の表の二の項に掲げる課程を指す。）を修了した者が技能証明の新規申請を行う場合には、学科試験及び実地試験が免除される（学科試験については講習を修了した日から 3 月を経過した場合を除き、実地試験については講習を修了してから 1 年を経過した場合を除く。）。

これらの要件を満たし、学科試験及び実地試験の免除を受けようとする者は、本項に従つて技能証明の申請をすること。なお、申請にあたり、技能証明書返納証明書が必要であることに留意すること。

### 3. 6. 3. 1 事前準備、講習受講等

「3. 6. 1 技能証明申請者番号の取得」で技能証明申請システムに登録した申請情報のうち「講習の受講を希望する登録講習機関情報」について、講習の受講を希望する登録講習機関事務所コードが登録されているかを確認すること。

また、登録講習機関での講習受講については、それぞれの機関が指定する方法に従うこと。

講習受講後、試験合格証明書の交付申請を行うに当たっては、登録講習機関の発行する修了証明書のほか、3. 9. 2 項に規定する技能証明書返納証明書を添えること。

### 3. 6. 3. 2 技能証明の新規申請

技能証明申請システム上で、指定試験機関及び登録講習機関が技能証明申請者ごとにアップロードした「(1) 指定試験機関及び登録講習機関からのアップロード情報」について技能証明申請者が確認を行った上で、申請者が「(2) 技能証明申請者の申請情報」に掲げる書類を技能証明申請システムにアップロードすることにより申請を行うものとする。技能証明の申請後、技能証明申請システムから手数料納付について通知が行われるので、「3. 3 手数料納付」に示す方法により手数料の納付を行うこと。一等技能証明及び二等技能証明の取得及び郵送については、3. 6. 2 項を参照すること。

#### (1) 指定試験機関及び登録講習機関からのアップロード情報

指定試験機関及び登録講習機関は、指定試験機関での学科試験、実地試験及び身体検査への合格又は登録講習機関での講習の修了に関し、以下に掲げる項目について、技能証明申請者ごとに技能証明申請システムにアップロードする。

##### (指定試験機関及び登録講習機関からのアップロード情報)

###### ① 技能証明に関する情報

- イ) 技能証明の資格についての区分
  - ロ) 技能証明の種類についての限定
  - ハ) 技能証明の飛行方法についての限定
- 二) 条件等 例：眼鏡等

###### ② 試験合格証明書に関する情報

- イ) 試験合格証明書番号
  - ロ) 合格者に関する情報
  - ハ) 指定試験機関に関する情報
- 二) 学科試験に関する情報

- ホ) 実地試験に関する情報
  - ヘ) 身体検査に関する情報
  - ト) 技能証明書返納証明書に関する情報
- ③ 講習の修了証明書に関する情報
- イ) 講習修了証明書番号
  - ロ) 修了者に関する情報
  - ハ) 登録講習機関に関する情報
  - ニ) 学科講習に関する情報
  - ホ) 実地講習に関する情報

#### (2) 技能証明申請者の申請情報

技能証明申請者は、以下に掲げる書類を技能証明申請システムにアップロードすることにより技能証明の申請を行うものとする。

##### (技能証明申請者からのアップロード情報)

- ① 試験合格証明書
- ② 講習の修了証明書
- ③ 技能証明書返納証明書

### 3. 7 技能証明の限定変更申請

「3. 6. 2 技能証明の新規申請」に準じて限定変更申請を行うものとする。ただし、技能証明申請者が登録講習機関における無人航空機講習の修了により限定変更を行う場合であって、当該登録講習機関が新規申請時の登録講習機関と異なるときは、技能証明申請者は、「3. 6. 1 技能証明申請者番号の取得」の「⑧講習の受講を希望する登録講習機関情報」を変更した上で、限定変更申請を行うものとする。

### 3. 8 技能証明の更新申請

登録更新講習機関での更新講習の受講の申込みを行うに当たっては、事前に「3. 6. 1 技能証明申請者番号の取得」で登録した情報の変更を行う必要がある。技能証明申請システムにおいて、更新講習の受講を希望する登録更新講習機関情報を選択し登録すること。なお、登録更新講習機関での更新講習受講については、それぞれの機関が指定する方法に従うこと。

技能証明の有効期間の更新を申請する者は、技能証明の有効期間が満了する日の6月前(以下「更新開始日」という。)から、1月前までの間に技能証明の更新申請を行うことができる。また、更新開始日から技能証明の有効期間が満了する日までの全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、更新開始日前に当該技能証明の有効期間の更新申請を行うことができる。ただし、更新開始日前に有効期間の更新がなされた技能証明の有効期間の起算日は、更新された技能証明書が交付された日とする。

技能証明申請システム上で、登録更新講習機関が技能証明申請者ごとにアップロードした「(1) 登録更新講習機関からのアップロード情報」について技能証明申請者が確認を行った

上で、申請者が「(2) 技能証明申請者の申請情報」に掲げる書類を技能証明申請システムにアップロードすることにより申請を行うものとする。技能証明の更新申請後、技能証明申請システムから手数料納付について通知が行われるので、「3. 3 手数料納付」に示す方法により手数料の納付を行うこと。

手数料の納付及び国による申請内容の審査完了後、技能証明申請システム上に登録された書類送付先住所へ技能証明書が郵送される。(審査完了から到着までは 10 開庁日程度。) なお、新たな技能証明書が届くまでの間に法第 132 条の 87 に規定する特定飛行を行う場合には、更新前の技能証明書とともに、更新完了の旨を通知するメールを携帯すること。

#### (1) 登録更新講習機関からのアップロード情報

登録更新講習機関は、登録更新講習機関での更新講習の修了に関し、以下に掲げる項目について、技能証明申請者ごとに技能証明申請システムにアップロードする。

##### (登録更新講習機関からのアップロード情報)

- ① 更新講習の修了証明書に関する情報
  - イ) 更新講習修了証明書番号
  - ロ) 修了者に関する情報
  - ハ) 登録更新講習機関に関する情報

#### (2) 技能証明申請者の申請情報

技能証明申請者は、以下に掲げる書類を技能証明申請システムにアップロードすることにより技能証明の更新申請を行うものとする。

##### (技能証明申請者からのアップロード情報)

- ① 更新講習修了証明書
- ② 身体適性検査証明書等
  - ※ 1 ①、②のファイルを結合し、一つのファイルとしてアップロードすること。
  - ※ 2 規則 236 条の 57 により、身体適性検査証明書等とは無人航空機操縦者身体適性検査証明書（申請日前 3 月以内に検査を受けたものに限る。）、身体検査合格証明書（申請日前 1 年以内に交付されたものに限る。）、有効な航空身体検査証明書又は国土交通大臣が同等以上と認めるもの（運転免許証（一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25 キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に限る。）又は航空機操縦練習許可書）とする。

### 3. 9 技能証明書の返納等

#### 3. 9. 1 技能証明書の返納

技能証明申請システム上で「3. 6 技能証明の新規申請」及び「3. 7 技能証明の限定変更申請」で登録された情報の確認を行い、手続きを行うものとする。技能証明書の返納手続き後、国による内容確認が行われ、審査完了の通知が行われる。通知を受け取った技能証明申請者は、速やかに技能証明書を指定された宛先に郵送して返納するものとする。

### 3. 9. 2 技能証明書返納証明書の交付

技能証明の有効期間の更新を行わずに技能証明の効力が失われた者が、規則第 236 条の 68 第 1 項第 1 号及び前項の規定に基づき技能証明書を返納したときは、航空局は、技能証明書返納証明書（様式 1）を当該者に交付する。

### 3. 10 技能証明書の滅失等再交付申請

技能証明申請システム上で「3. 6 技能証明の新規申請」及び「3. 7 技能証明の限定変更申請」で登録された情報の確認並びに再交付理由の入力を行い、申請を行うものとする。

再交付申請後、技能証明申請システムから手数料納付について通知が行われるので、「3. 3 手数料納付」に示す方法により手数料の納付を行うこと。手数料の納付及び国による申請内容の審査完了後、技能証明申請システム上に登録された住所へ新しい技能証明書が郵送される。

技能証明書の再交付を受けた技能証明申請者は、滅失による再交付の場合を除き、速やかに旧技能証明書を指定された宛先に郵送するものとする。

### 3. 11 技能証明の条件変更申請

#### 3. 11. 1 申請手続き

技能証明に付された条件の変更申請を行う場合は、規則第 236 条の 40 の 2 の規定により、技能証明条件変更申請書（様式 2）を航空局安全部無人航空機安全課に提出すること。

申請書には、条件の変更に係る事項を記載した以下の①～④のいずれかの書類を添付すること。

- ①医師により身体検査の申請前 6 月以内に受けた検査の結果を記載した無人航空機操縦者身体検査証明書（規則第 29 号の 10 様式）
- ②身体検査合格証明書（申請前 1 年以内に交付されたものに限る。）
- ③航空身体検査証明書
- ④国土交通大臣が①から③までに掲げる書類と同等以上と認めるもの

「国土交通大臣が①から③までに掲げる書類と同等以上と認めるもの」とは次に掲げるものをいう。

- ・運転免許証（一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25 キログラム未満について限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に限る。）

・航空機操縦練習許可書

3. 11. 2 検査の概要及び技能証明書の交付

航空局は、申請に基づき、規則別表第六の身体検査基準（条件の変更に係る部分に限る。）を満たすと認めるときは、条件を変更した技能証明書を申請者に交付する。

3. 12 技能証明申請者の本人確認方法

規則第 236 条の 38 の規定による技能証明の申請に必要な技能証明申請者の本人確認については、次のいずれかの方法により行う。

① マイナンバーカードの電子証明書を送信する方法による本人確認

技能証明申請システムの指示に従ってマイナンバーカードをスマートフォン等で読み取り、あらかじめ設定した電子証明書用パスワードを入力する。国は当該電子証明書の有効性をシステム上で検証することにより自動で本人確認を行う。

② 運転免許証又はパスポートの顔認証による本人確認

技能証明申請システムの指示に従って撮影した本人確認書類（運転免許証又はパスポート）の画像と自撮画像を提出する（あらかじめ撮影した写真の提出は不可）。国は、本人確認書類上の顔写真と自撮画像を顔認証システム等で突合することにより、本人確認を行う。

③ 本人確認書類の郵送による本人確認

技能証明申請システムに申請者情報を入力後に、以下のいずれかの書類を添付して国へ提出する。国は、技能証明申請システムの内容と郵送された本人確認書類を突合することにより本人確認を行い、本人確認書類記載の住所に手数料納付書を郵送し、申請者から手数料が納付されたことをもって本人確認を完了するものとする。

イ) 技能証明申請者が本邦内に住居を有する場合

次のうち(i)又は(ii)のいずれか

(i) 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、申請者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの（コピー不可）

(ii) 以下の書類のうち、申請者の氏名、生年月日及び住所の記載されたもの 2 種類の写し（コピー、写真等）

- ・運転免許証、・運転経歴証明書、・在留カード
- ・特別永住者証明書、・個人番号カード
- ・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面に限る。）
- ・介護保険の被保険者証
- ・健康保険日雇特例被保険者手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・母子健康手帳
- ・その他官公庁から発行・発給されたもの（平成 27 年国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 2 号に規定するものを除く。）

ロ) 技能証明申請者が本邦内に住居を有しない外国人の場合

旅券（パスポート）の写しに加え、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国

際機関の発行したイ) (i)又は(ii)に準ずるものとの写し

附 則（令和4年11月28日 国空無機第235404号）

（施行期日）

この要領は、令和4年12月5日から施行する。

附 則（令和6年12月2日 国空無機第66555号）

（施行期日）

第1条 この要領は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

第2条 この要領の施行の際現に交付を受けている次の各号に掲げる書類（当該自然人の氏名、生年月日及び住所の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める期間は、この要領による改正後の3. 10 ③イ) (ii)に掲げる書類とみなす。

- 一 国民健康保険、健康保険、船員保険及び後期高齢者医療の被保険者証 有効期間が経過するまでの間（当該期間の末日がこの通達の施行の日（同号及び次号において「施行日」という。）から起算して1年を経過する日の翌日以後であるときは、施行日から起算して1年間とする。）
- 二 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証 施行日から起算して1年を経過する日（任意継続加入者に係るものにあっては、同日又は有効期限のいずれか早い日）までの間

附 則（令和7年3月5日 国空無機第63283号）

（施行期日）

この要領は、令和7年3月5日から施行する。

附 則（令和7年12月9日 国空無機第287750号）

（施行期日）

この要領は、令和7年12月9日から施行する。

国空無機第 号

技能証明書返納証明書

第 号

殿

航空法施行規則第 236 の 68 第 4 項の規定に基づき、技能証明書の返納があったことを下記のとおり証明する。

記

返納を行った者の氏名	
返納を行った者の生年月日	
技能証明の区分	
技能証明の限定	
返納された技能証明書番号	
返納された技能証明書に係る 技能証明の有効期間	

年 月 日

国土交通大臣

印

技能証明条件変更申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

住所  
氏名

無人航空機操縦者技能証明に係る条件について、変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

氏名 (ふりがなをつけること)	
生年月日	
技能証明書番号	
変更を受けようとする条件	
条件の変更を申請する事由	